

NEWS RELEASE

近畿運輸局 大阪運輸支局



国土交通省

【問い合わせ先】

・近畿運輸局大阪運輸支局 監査部門
(釈迦戸、速見)
(電話) 072-822-5254

令和5年3月1日

路線バス事業者に対する警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）に対して、監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名 : 金剛自動車株式会社 (法人番号 : 1120101030833)
事業者住所 : 大阪府富田林市本町18番17号
代表者 : 代表取締役 白江 暢孝
営業所名 : 富田林営業所
(大阪府富田林市本町18番17号)

2. 監査の実施日 令和5年1月18日

3. 監査の端緒

令和4年10月17日(月)「富田林駅」発「千早ロープウェイ前」行(20号系統)の路線バスにおいて、当該路線バスの運転者が電柱に衝突する単独物損事故を惹起したとして、令和4年10月20日付けで道路交通法令違反通知書による通知(安全運転義務違反)があったため。

4. 警告の内容

別紙のとおり。

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク)

警告について

- (1) 発出年月日：令和5年3月1日
- (2) 内容：近畿運輸局長名による警告
- (3) 警告の対象となった法令違反の内容
 1. 乗務時間等告示遵守違反
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)
 2. 点呼の記録義務違反（一部記録なし）
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
 3. 点呼の記録義務違反（記載事項の不備）
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
 4. 運転者に対する指導監督一部不適切
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
 5. 運転者に対する指導監督に係る記録作成・保存義務違反（一部記録なし）
(道路運送法第27条第3項)
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)